

子ども未来創造局長

みのお地域クラブ活動の認定等に関する要綱を次のように定める。

令和八年一月十九日

箕面市教育委員会教育長 藤迫 稔

みのお地域クラブ活動の認定等に関する要綱

（趣旨）

第一条 この要綱は、地域におけるスポーツや文化活動の環境を整備し、子どもたちがそれに適した環境で活動に親しめる社会を構築するため、みのお地域クラブ活動（みのお地域クラブ活動推進計画（以下「推進計画」という。）に規定する認定要件に基づき、箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）が認定した活動をいう。以下同じ。）の認定等に關し、推進計画に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第二条 みのお地域クラブ活動の認定を受けようとする者（以下「地域クラブ」という。）は、みのお地域クラブ活動認定申請書（様式第一号）に必要な事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。

- 一 団体規約等
- 二 役員名簿
- 三 収支計画書（三か年）
- 四 指導人材一覧表（様式第二号）
- 五 企画提案シート（様式第三号）
- 六 誓約書（様式第四号）

（認定）

第三条 委員会は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、みのお地域クラブ活動認定（不認定）通知書（様式第五号）により申請者に通知するものとする。

（更新の申請）

第四条 前条の規定により認定を受けた地域クラブが、当該認定に係る期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、当該期間が満了する三十日前までに、第二条に規定するみのお地域クラブ活動認定申請書に必要な事項を記載し、同条各号に掲げる書類を添えて委員会に提出しなければならない。

（更新の認定）

第五条 委員会は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査とともに、当該地域クラブのみのお地域クラブとしての活動実績等（従前の認定に係る認定期間内のものに限る。）を勘案の上、更新の認定の可否を決定し、第三条に規定するみのお地域クラブ活動認定（不認定）通知書により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第六条 地域クラブは、第二条の認定（第四条の更新の認定を受けた場合にあつては、当該認定）を受けた後に、当該認定に係る申請書（第二条各号に掲げる添付書類を含む。）に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、みのお地域クラブ活動変更申請書（様式第六号）を委員会へ提出しなければならない。ただし、委員会が軽微な変更と認めたときは、この限りでない。

（変更の認定）

第七条 委員会は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、変更の認定の可否を決定し、みのお地域クラブ活動変更認定（不

認定）通知書（様式第七号）により地域クラブに通知するものとする。

（報告等）

第八条 委員会は、みのお地域クラブ活動の実施状況等について確認するため、地域クラブに対し必要な事項の報告を求め、又は当該地域クラブがみのお地域クラブ活動を行う場所に立ち入ることができる。

（指導又は助言）

第九条 委員会は、前条の規定により確認を行った場合において、地域クラブが次のいずれかに該当するときは、地域クラブに対し、適切な指導又は助言を行うことができる。

一 推進計画に定めるみのお地域クラブの認定要件を欠くに至ったと認められるとき。

二 推進計画に定めるみのお地域クラブ活動における安心・安全の取組方針が遵守できていないと認められるとき。

三 法令又は団体規約等に違反していると認められるとき。

四 地域クラブの運営が著しく適正を欠くと認められるとき。

（認定の取消）

第十条 委員会は、地域クラブが次のいずれかの要件に該当するときは、第三条の認定、第五条の更新の認定又は第七条の変更の認定（以下「地域クラブ活動認定」と総称する。）を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により、地域クラブ活動認定を受けたとき。

二 前条の指導又は助言によつても、その改善を期待することができないことが明らかであるとき。

三 地域クラブから地域クラブ活動認定の取消しの申出があつたとき。

2 委員会は、前項の規定により地域クラブ活動認定を取り消したときは、地域クラブに対し、みのお地域クラブ活動認定取消通知書（様式第八号）

（2）

により通知するものとする。

(委任)

第十一條 この要綱に定めるもののほか、みのお地域クラブ活動の認定等に  
関し必要な事項は、箕面市教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。